

「航空法施行令の一部を改正する政令案」、
「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」等について

I. 背景

航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号。以下「改正法」という。）が令和3年6月11日に公布され、無人航空機のレベル4飛行に係る制度等を規定する改正法第2条は、公布の日から起算して1年6月（令和4年12月10日）を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされているところ。

今般、当該施行期日等を定めるため「航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」を制定するほか、登録検査機関の登録の有効期間等政令に委任された事項を規定するため、航空法施行令（昭和27年政令第421号）の一部を改正することとする。また、改正法において、無人航空機の機体の認証制度及び操縦者技能証明制度等の詳細な内容について国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号）について所要の改正を行うほか、「無人航空機操縦士試験機関に関する省令」等を新たに制定することとする。

II. 改正等の概要

1. 航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の制定

登録講習機関の登録等の準備行為を規定する改正法の規定（改正法附則第1条第3号に掲げる規定）の施行期日は令和4年9月5日とし、無人航空機の機体の認証制度及び操縦者技能証明制度等を規定する改正法の規定（改正法附則第1条第4号に掲げる規定）の施行期日は令和4年12月5日とする。

2. 航空法施行令の一部改正

（1）登録検査機関の登録の有効期間

登録検査機関の登録の有効期間は3年とする。

（2）指定試験機関の指定の有効期間

指定試験機関の指定の有効期間は5年とする。

（3）登録講習機関及び登録更新講習機関の登録の有効期間

登録講習機関及び登録更新講習機関の登録の有効期間は3年とする。

（4）その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

3. 航空法施行規則の一部改正

（1）無人航空機の機体認証に係る規定の新設

①機体認証の申請

機体認証の申請では、原則として以下の書類等を添付することとする。

イ 設計計画書※

ロ 製造計画書※

ハ 無人航空機整備手順書※

ニ 無人航空機飛行規程

ホ 航空の用に供した無人航空機の場合は、整備等に関する記録

※機体認証を受けたことのある無人航空機及び型式認証を受けた型式と同じ型式の無人航空機の場合は不要とする。

②無人航空機の使用の条件

無人航空機の機体認証を行う場合は、申請時に提出を求める無人航空機飛行規程に定めた無人航空機を飛行させる際の限界事項等を使用の条件として指定し、当該事項について記載した書面を交付することとする。

③無人航空機の安全基準について

無人航空機の飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれないよう、無人航空機の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての安全基準を定めることとする。

④機体認証を受けたことを識別するための措置

機体認証を行った無人航空機には、機体に様式で定める表示を鮮明に表示しなければならないこととする。また物理的に表示しないことができる場合は、当該無人航空機がリモートID機能（無人航空機の個別情報を電波により発信する機能）を備えている場合等とする。

⑤機体認証の有効期間及び有効期間の起算日

機体認証の有効期間は、第一種機体認証は1年間、第二種機体認証は3年間とする。機体認証の有効期間の起算日は機体認証書を交付された日とし、以前に受けた機体認証の有効期間が満了する日の1ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に機体認証書の交付を受けた場合は、当該期間が満了する日の翌日から起算する。

⑥無人航空機の利用者に対する整備義務

無人航空機の安全基準への適合性を維持するため、国における機体認証に加えて、無人航空機の利用者による適切かつ継続的な整備を義務付けることとする。

⑦その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 無人航空機の型式認証に係る規定の新設

①型式認証の申請

型式認証の申請では、以下の書類等を添付することとする。

イ 設計計画書

ロ 製造計画書

ハ 型式の均一性が確保されることを証する書類

ニ 無人航空機飛行規程

ホ 無人航空機整備手順書

②無人航空機の均一性基準

無人航空機の均一性を確保するために必要な基準（均一性基準）として、無人航空機の製造及び検査に必要となる施設、組織、人員、作業の実施方法及び品質管理制度等に関する要件を定めることとする。

③型式認証の有効期間及び有効期間の起算日

型式認証の有効期間は、第一種型式認証、第二種型式認証ともに3年間とする。型式認証の有効期間の起算日は型式認証書を交付された日とし、以前に受けた型式認証の有効期間が満了する日の1ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に型式認証書の交付を受けた場合は、当該期間が満了する日の翌日から起算する。

④機体製造時の検査・検査記録の作成及び保存

型式認証等（型式認証又は設計若しくは製造過程の変更の承認）を受けた者は、当該型式の無人航空機の製造に係る個別の無人航空機が安全基準に適合することを確認するための検査を行うこととし、安全基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行することとする。また、検査記録書の記載事項及び認証の区分に応じた保存期間を定めることとする。

⑤表示

型式認証等を受けた者は、型式認証を受けた型式の無人航空機について、次に定める事項が記された表示を付さなければならないこととする。

- イ 無人航空機の型式認証書番号
- ロ 無人航空機の型式
- ハ 無人航空機の製造番号

⑥使用者への技術情報の提供

型式認証等を受けた者は、当該型式の無人航空機の利用者に対し、利用者が容易に入手できる方法により、整備の箇所、時期及び実施の方法を提供しなければならないこととする。また、第一種型式認証等を受けた無人航空機に係る技術情報については、利用者が確実に入手できる方法により提供しなければならないこととする。

⑦航空事故等の報告

型式認証等を受けた者は、当該型式の無人航空機について、航空事故等の事態であって、設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われるものに関する情報を、当該無人航空機の利用者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならないこととする。

また、型式認証等を受けた者は、上記の航空事故等の事態の発生を知った時から一定期間以内においてできる限り速やかに、定められた事項を国土交通大臣に速報しなければならないこととする。また、速報した事態の原因が設計又は製造過程にあると認める場合、必要な改善措置について、国土交通大臣に報告するとともに、当該改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証のために必要な事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

⑧その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 無人航空機操縦者技能証明に係る規定の新設

①無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の申請

技能証明の申請及び技能証明書の様式など試験（身体検査、学科試験及び実地試験）の受験手続について定めることとする。

②技能証明の限定

技能証明の限定にあたっては、無人航空機の種類は、回転翼航空機（ヘリコプター型）、回転翼航空機（マルチローター型）、飛行機とし、それぞれについて総重量25kg未満の限定をすることとする。また、無人航空機の飛行の方法については、無人航空機の種類ごとに昼間飛行又は目視内飛行の限定をすることとする。

③技能証明の拒否又は保留の基準

てんかんや認知症等の無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者又はアルコールや大麻、覚醒剤等の中毒者に対する技能証明の拒否又は保留について、その基準を定めることとする。

④技能証明を与えた後における技能証明の取消し又は停止の基準

技能証明を与えた後において、当該技能証明を受けた者が当該技能証明を受ける前に航空法等に違反する行為をしたこと又は無人航空機を飛行させるにあたり非行又は重大な過失があったことが判明したときの技能証明の取消し又は停止について、その基準を定めることとする。

⑤試験に関する事項

身体検査は、有効な航空機の操縦士に関する航空身体検査証明書及び無人航空機操縦者技能証明書等の提出、医療機関の診断書の提出、指定試験機関の身体検査受検のいずれかとし、有効期間は最大1年とする。

学科試験の合格証明書の有効期間は2年とし、その間に実地試験及び身体検査に合格した場合に技能証明書を交付することとする。

実地試験については、機体の種類及び飛行の方法による限定に応じて行う。一等無人航空機操縦士の技能証明及び二等無人航空機操縦士の技能証明ともに、登録講習機関による講習の受講及び当該講習の修了証明書をもって、実地試験を全部免除することとする。限定変更に係る実地試験についても同様の扱いとする。

⑥技能証明の保留に係る適性検査の受検等命令等

技能証明を保留する場合において、必要があると認められた適性検査は、保留の要件に関し専門的な知識を有すると国土交通大臣が認める医師の診断により、行うものとする。

また、試験に合格した者がてんかんや認知症等の無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者又はアルコールや大麻、覚醒剤等の中毒者である場合、又は技能証明を受けた者がこれらのいずれかに該当することとなったと疑う理由がある場合における臨時身体検査は、保留等の要件に関し専門的な知識を有すると国土交通大臣が認める医師の診断により、行うものとする。

⑦技能証明の有効期間の更新

技能証明の有効期間（３年）の更新を申請する者は、無人航空機更新講習を有効期間の更新の申請をする日以前３月以内に修了した上で、有効期間が満了する日以前６月以内に技能証明更新申請書に必要な書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

⑧その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(４) 無人航空機の飛行に係る規定の改正・新設

①立入管理措置

国土交通省令で定める立入管理措置の内容は、立入を制限する区画の設定及び当該区画の範囲を明示するために必要な標識の設置等とする。

②安全確保措置

国土交通省令で定める安全確保措置の内容は、飛行マニュアルの作成及び遵守とし、飛行マニュアルには以下の事項等を記載しなければならないこととする。

- イ 無人航空機の定期的な点検及び整備に関する事項
- ロ 無人航空機を飛行させる者の技能の維持に関する事項
- ハ 当該無人航空機の飛行前の確認に関する事項
- ニ 無人航空機の飛行に係る安全管理体制に関する事項
- ホ 事故等が発生した場合における連絡体制の整備等に関する事項

③無人航空機の飛行計画

無人航空機の飛行計画では、以下の事項等を通報することとする。

- イ 無人航空機の登録記号、種類
- ロ 無人航空機を飛行させる者の氏名
- ハ 飛行の目的、高度及び速度
- ニ 飛行させる飛行禁止空域及び飛行の方法
- ホ 出発地、目的地、目的地に到着するまでの所要時間
- ヘ 補助者の総人数

④飛行日誌

飛行日誌は、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録の３種類とし、それぞれ無人航空機の飛行に関する記録（飛行の年月日、離着陸場所・時刻、飛行時間、飛行させた者の氏名等）、日常点検に関する記録（実施の年月日・場所、実施者の氏名、日常点検の結果等）及び点検整備に関する記録（実施の年月日・場所、実施者の氏名、点検、整備、改造の内容等）等を記載しなければならないとする。

⑤無人航空機の事故に関する報告

無人航空機の事故に関する報告では、以下の事項等を報告することとする。

- イ 無人航空機を飛行させた者の氏名及び住所（所属する会社その他の団体がある場合はその所在地及び名称）
- ロ 無人航空機の登録記号、名称、製造者及び製造番号
- ハ 出発地及び到着予定地
- ニ 飛行の目的及び概要
- ホ 事故の概要

へ 人の死傷又は物件の損壊概要

⑥その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

4. 無人航空機の登録検査機関に関する省令の制定

(1) 登録の手続

登録検査機関の登録を受けようとする者が提出する申請書には、以下の事項等を記載することとする。

- ①当該者の氏名及び住所
- ②事務所の名称及び所在地
- ③無人航空機検査事務の範囲

また、申請書には以下の書類等を添付することとする。

- ①定款及び登記事項証明書等
- ②貸借対照表及び財産目録等
- ③登録申請者が改正法に定める条件のいずれにも適合する者であることを説明する書類
- ④登録申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(2) 無人航空機検査事務の実施基準

無人航空機検査事務の実施基準は以下の基準等とする。

- ①同一の型式に属する無人航空機の範囲が適切であることを確認すること。
- ②試験設備が適切であるかどうかを確認すること。
- ③無人航空機が安全基準に適合するかどうかを確認すること。
- ④型式認証等を受けようとする型式の無人航空機が均一性基準に適合するかを確認すること。
- ⑤遅滞なく、当該無人航空機検査事務の結果を国土交通大臣に通知すること。

(3) 無人航空機検査事務規程の記載事項

無人航空機検査事務規程の記載事項は、以下の事項等とする。

- ①無人航空機の範囲に関する事項
- ②時間及び休日に関する事項
- ③事業場及び区域に関する事項
- ④実施体制に関する事項
- ⑤料金の算定方法及びその収納の方法に関する事項

(4) その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

5. 無人航空機操縦士試験機関に関する省令の制定

(1) 指定の申請

指定試験機関の指定を受けようとする者が提出する申請書には、以下の事項等を記載することとする。

- ①当該者の名称及び住所
- ②試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

③事務所ごとの無人航空機操縦士試験員の数
また、申請書には以下の書類等を添付することとする。

- ①住民票の写し（法人にあっては定款等）
- ②財産目録及び貸借対照表
- ③事業計画書及び予算書
- ④試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

(2) 無人航空機操縦士試験員の要件

無人航空機操縦士試験員の要件は以下のとおりとする。

- ①22歳以上であること。
- ②試験事務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

(3) 無人航空機操縦士試験員の研修

指定試験機関は、研修要領及び研修計画を定め、すべての無人航空機操縦士試験員について研修を実施しなければならないこととする。

(4) 試験事務規程の記載事項

試験事務規程の記載事項は以下の事項等とする。

- ①試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- ②試験事務を行う事務所ごとの管轄区域に関する事項
- ③試験の実施の方法に関する事項
- ④手数料の収納の方法に関する事項
- ⑤試験に係る合格証明書の交付及び再交付に関する事項

(5) 試験事務の実施に係る報告

指定試験機関は、毎事業年度において3か月ごとに一回、その間に行った試験の結果に関する報告書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

(6) その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

6. 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の制定

(1) 登録の手続

登録講習機関の登録を受けようとする者が提出する申請書には、以下の事項等を記載することとする。

- ①当該者の名称及び住所等
- ②講習を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③講習機関の種類

また、申請書には以下の書類等を添付することとする。

- ①定款等
- ②施設及び設備の数、性能、所在の場所並びに当該施設及び設備を用いて講習が行われるものであることを証する書類
- ③講師が、改正法に定める条件のいずれにも適合する者であることを証する書類
- ④講師の氏名、担当科目等を記載した書類

(2) 無人航空機講習事務の実施基準

無人航空機講習事務の実施基準は以下の基準等とする。

- ①告示で定める講習時間以上であり、かつ、必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。
- ②登録講習機関管理者が講習事務を管理すること。
- ③登録講習機関管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。
- ④必要履修科目を修得した者に対してのみ修了審査を行い、修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することとなっていること。
- ⑤内部監査を実施するほか、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、講習が適切に行われていることを確認し、国土交通大臣に報告すること。

(3) 無人航空機講習事務規程の記載事項

無人航空機講習事務規程の記載事項は、以下の事項等とする。

- ①登録講習機関の入学の申請に関する事項
- ②登録講習機関の種類
- ③講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- ④講習の日程、公示方法その他講習の方法に関する事項
- ⑤教科書の名称、著者及び発行者
- ⑥登録講習機関管理者の氏名及び経歴

(4) 登録更新講習機関に関する準用

登録講習機関に関する一部の規定について、登録更新講習機関について準用して適用こととする。

(5) その他所要の規定の整備

その他改正法の一部施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

7. 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正

改正法の一部施行に伴う所要の改正を行う。

8. その他所要の改正等

1. から7. に掲げるもののほか、改正法の一部施行に伴う規定の整理等、所要の改正等を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和4年7月

施行：令和4年12月5日（ただし、Ⅱ. 1. は公布の日）